法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

封建制社会における律令制官位の存在について

石塚, 栄 / ISHIZUKA, Sakae

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
24
(開始ページ / Start Page)
41
(終了ページ / End Page)
54
(発行年 / Year)
1972-03-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00011730

Hosei University Repository

封建制社会における律令制官位の存在について

石塚　栄

一　はじめに

わが国の封建制（武家）社会における律令制官位の形式的存在は、周知の事実であり、また、この問題については、戦後における吉村茂樹の大著「国司制度崩壊に関する研究」の附載・国司制度の遺孽において、一応は言及されているが、ます〳〵封建制社会の研究が盛んである昨今、改めて、武家社会の一側面を考察する意味で、この封建制社会の中に占めた律令制官位の形式的存在およびその展開について整理したい。すなわち、封建制社会が展開した鎌倉、室町、江戸時代をとおして、それぞれの武家政権を構成した者の官位帯有の傾向を大別してみるに、(1)武家の棟梁＝将軍は多く京官を帯しており、(2)国毎または地域的な領主層においては、京官を帯することもあったが、地方官の帯有もまた顕著である。したがって、本稿では、このような律令制（＝公家的）官位の全国的浸透を念頭におき、主として、国司制度の形骸化との関連で、封建制社会に存続した地方官名（守・介など）の残映現象を考察する。もちろん、京官と地方官は律令官制として一体の存在であるから、当然、京官名（衛門・兵衛など）についても多少は言及する。(1)

註

（1）　官位相当＝官職制一覧（読史備要所収）五三六―五三七頁。などを参照されたい。

二　鎌倉時代

封建制社会の形成については、戦後の蓄積された研究業績の成果として、今日では、その崩芽期を国衙領体制下の十世紀末～十一世紀段階に設定している。しかし、この時期には、政治の主動権はまだ王朝貴族政権が握っており、これに代わる封建制武家政権の実質的支配は、やがて、十二世紀末に登場する鎌倉幕府の成立によって始まることとなる。ところで、鎌倉幕府を出現させた有力な領主層が律令制官位を帯有している事実は、まさに武家政権がその出発点から律令制（＝公家的）官位によって、その性格

Hosei University Repository

を規制されていたことを示している。すなわち、鎌倉幕府の性格について、最近の研究成果のまとめをみると、(1)寿永二年閏十月宣旨によって、朝廷から公認された武家政権としての東国支配権は、国衙機構を構成していた東国の在地領主層を御家人に編成することで獲得した東国における行政権であった。(2)これらの在地領主は、律令制地方行政機構ないし寄進などを媒介として荘園制機構に属し、その在地領主による支配は、郡・郷・荘など一定の領域支配を表現する職の体系の中に位置づけられていた。このため、幕府は、十一世紀頃の王朝国家体制下に成立した郡・郷・荘・保を単位に、在地領主層に対し、その所領・所職の安堵や補任を行なった。(3)幕府も、それぞれの在地領主も、既存の国家機構や職の体系に依存しており、幕府の支配体制は、国衙在庁への支配命令権を媒介とする統治権的支配であった。したがって、幕府がもっとも強い権限を行使したと推測する東国においても、朝廷の公認を得なければならず、宣旨や院宣を幕府支配機構を通じて公布・施行する役割を果たしていたに過ぎない。(4)このような幕府の非独立的あるいわ従属的性格は、在地領主層が旧来の国家機構に依存し、それを換骨奪胎することによって、自らの階級的利害の貫徹を意図せざるを得なかったことから、必然化された律令的制約であり、この制約は、その後の幕藩体制に至るまで武家政権の性格を規定することになった。―と整理されている。(2)

それでは、この武家政権の基本的性格は、まず、鎌倉幕府の武家職制において、どのように顕示されたであろうか。幕府の権力構成の中心は、原則的には、源頼朝以下、代々の武家の棟梁による征夷大将軍への就任という形式で表現された（幕府の主従制的支配の形式的根拠といわれるもの）。(3)よって、この権力者の叙位・任官をみると、◎源頼朝は、保元三年二月皇后宮権少進に任ず。（中略）平治元年十二月右兵衛権佐に任ず。文治五年正月正二位に叙す。建久元年十一月大納言に任ず、右大将を兼任す。建久三年七月征夷大将軍に任ず。◎源頼家は、建久八年十二月従五位上に叙す、右少将に任ず。建久九年正月讃岐権介を兼任す。（中略）正治二年十月従三位に叙す、左衛門督に任ず。（中略）建仁元年七月従二位に叙す、征夷大将軍に任ず。◎源実朝は、建仁三年九月従五位下に叙す、征夷大将軍に任ず。建仁三年十月右兵衛権佐に任ず。（中略）元久二年正月加賀介を兼任す、右中将に任ず。（中略）建暦三年二月正二位に叙す。建保二年正月美作権守を兼任す。（中略）建保六年十二月右大臣に任ず。―とあり、その略歴が示すように、(4)いずれも律令制官位の昇進を誇示し、その権力者の地位を保持している。

つぎに、執権・連署の地位を占め、源氏政権を継承することで幕府の実質的権力者となった北条氏一門のそれぞれの時期の官位をみる。(5)時政（従五位下・遠江守）、義時（従四位下・陸奥守）、泰時（従五位上・武蔵守）、時房（従五位下・相模守）、重時（従四位上・陸奥守）、時盛（従五位下・越後守）、経時（正五位下・武蔵守）、時頼（従五位上・相模守）、長時（従五位下・武蔵守）、時茂（従五位下・陸奥守）、政村（従四位下・相模守）、時宗（従五位下・相模守）、義宗（従五位下・駿河守）、時村（従五位下・武蔵守）、業時（正五位下・陸奥守）、貞時（従五位下・相模守）、兼時（従五位

Hosei University Repository

下・越後守)、宣時(従四位下・陸奥守)。

さらに、幕府の評定衆(なお、引付衆は略す。)のうち、在職中の時期において、その官位をほぼ推測できうる者は、つぎのとおりである。(6)

嘉禎二年	北条朝時	従五位上	遠江守
嘉禎三年	三善康俊	〃	加賀守
寛元二年	三善倫重	〃	対馬守
弘長元年	二階堂行久	正五位下	常陸介
文永九年	北条教時	従五位上	遠江守
建治二年	北条実時	〃	越後守
建治三年	北条時村	〃	陸奥守

さて、鎌倉時代においては、吾妻鏡の記載をみるに、多くの鎌倉御家人は種々の官名を称している。その官位相当の内訳は、従五位上から従六位下までに相当する守・介(国司の呼称)、および従六位上から正七位上に相当する左衛門尉・兵衛尉・右衛門尉など(京官の呼称)であり、中でも顕著なものは守と左衛門尉となっている。(7)そして、御家人のうち守護であった者についても、この両者の官名を多くみる。

まず、守であった守護の事例を示すと、(1)治承四年十月遠江守護となった安田義定は、寿永二年八月から文治六年正月まで、および建久二年三月から建久四年十一月までは遠江守で、かつ、文治六年正月から建久二年三月までは下総守である。(8)(2)吾妻鏡、文治三年三月三日条によれば、美濃守護の大内推義は相模守である。(3)承久三年以降、丹波守護の北条時房は貞応年間には相模守であった。(4)徳治〜元応年間、北条時仲は周防守護の在職中に近江守・尾張守を歴任している。(5)正和〜正中年間、筑前守護であった武藤貞経は、筑後守を称したこともある。(9)—となる。すなわち、鎌倉時代にあっては、武家国司が輩出する一方で、まだ公家国司も多く存在した。それに、この律令制に依拠する国司と、幕府が創設した守護の併存は、国務をめぐる両者の対立を誘発させ、とりわけ公家国司に対しては、守護による国務の妨害または横奪が行なわれた。(10)また、この国務をめぐる武家国司と守護との関係については、(A)建暦二年二月、北条時房は武蔵守として国務条々の興行沙汰を行ない、現任国司による国務執行の原則が武蔵国では存していた。しかるに、延応元年六月に至り、この国務は、当時の武蔵守北条朝直の父である時房が行なうようになる。これを現任国司からの国務分離現象の端緒とみる。(B)貞応二年頃から寛元四年まで、越後守であった名越朝時・光時父子は越後の守護職と国務を併有していたが、その後、正嘉元年には、当時の連署陸奥守北条政村が国務を賜わり、一方、国務を分離した守護職は名越公時に継承されたという。—などの事例がある。(11)

つぎに、左衛門尉などであった守護の事例を示すと、

(守護人)	(官名)	(国名)
佐々木定綱	左衛門尉	長門・石見
佐々木経高	中務丞	淡路・阿波・土佐
佐々木盛綱	兵衛尉	伊予
嶋津忠久	左衛門尉	大隅・薩摩・日向
後藤基綱	左衛門尉	越前

Hosei University Repository

名越時章　式部大夫　筑後

になる。[12]このほか、地頭の事例では、元暦年間、伊賀国壬生野郷地頭職たる宇都宮朝綱が左衛門尉、また、文治年間、信濃国塩田庄地頭職たる嶋津忠久が左兵衛尉となっている。[13]なお、この御家人の任官に当っては、その推薦権は幕府が握り、一方、任免権は朝廷が留保した。[14]また、その叙位・任官については「従五位下守越後守源朝臣（安田）義資」、「従五位下行出羽権介藤原朝臣（安達）景盛」のような官位不相当も多くみられた。[15]

以上、鎌倉幕府の将軍および御家人の官位をみたが、ここで有力御家人でもある守護に対置される国司＝国司制度の推移の概況を平安時代以降についてみる。まず、律令官位制度としての地方官（守・介・掾・目）については、平安時代になって、地方官の得分をねらう京官（左大臣・大納言・蔵人・検非違使など）による兼任の傾向が生じ、それまで慣行となっていた国司の任地への下向さえ停滞する事態となった。この結果、地方行政の実質的機能は国司から留守所または目代に交替し、在庁官人層の抬頭を招き、必然的に、国司は在地から遊離することとなった。そして、律令制官位を帯有したこれらの在庁官人層の中から、後ちに、鎌倉御家人が多く輩出する。一方、領国知行制下においても、国司の地位は中央政府からの直接任命ではなく、王朝貴族たる知行主の推薦に基づく任命形態に変化した。要するに、この国司制度の崩壊は封建制社会への移行現象でもあった。[16]すなわち、平安末期以降、この全国的知行国の私領化傾向の中から、[17]源頼朝が依拠した領国知行制＝関東御分国も創出された。ついで、鎌倉時代に入ると、幕府が創設した守護地頭制の伸長によって、領国知行制も衰頽した。このため、当然、国司の国務も一段と守護のために圧迫され、本来の国司制度は完全に行き詰りの様相を呈した。かくて、この国司制度の崩壊を象徴する律令制官位の形式化、すなわち、中世公家官制の武家社会への浸透は、さらに南北朝期～室町時代をとおして推進されることとなる。

註

（2）工藤敬一「鎌倉幕府と公家政権」（講座日本史第二巻所収）二二一―二四九頁。

（3）佐藤進一「室町幕府論」（岩波講座日本歴史第七巻所収）七頁。

（4）新校群書類従第三巻、補任部五、「将軍執権次第」四六―六四頁。

（5）同前

（6）前掲書、補任部六、「関東評定伝」七三―一〇六頁。

（7）吾妻鏡人名考（吾妻鏡集解(二)所収）一―四一頁。

（8）吾妻鏡（新訂増補国史大系）治承四年十月廿一日、建久五年八月十九日条。

（9）佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」一三一―一三二頁、一七七―一七八頁、二一四頁。

（10）佐藤氏前掲書　一八九頁。

（11）佐藤氏前掲書　六二―六三頁、一二四―一二六頁。

（12）吾妻鏡　建久四年十二月廿日、正治二年八月二日、建仁三年四月六日、九月四日、安貞二年五月十六日、仁治二年

Hosei University Repository

六月十六日、八月廿五日条。

(13) 吾妻鏡　元暦元年五月廿四日条。

(14) 吾妻鏡　元暦元年八月十七日、文治二年正月三日条。鎌倉遺文三六号。また、偽文書とされる鎌倉遺文四四三号、四四四号には、地頭職の工藤祐経が左衛門尉となっている。

(15) 吾妻鏡　建久四年十一月廿八日、寛治二年五月十八日条。

(16) 吉村茂樹「国司制度崩壊に関する研究」

(17) 鎌倉幕府に先行した過渡期平氏政権（平氏一門）も領国知行制に依拠している。

三　室町時代

この国司と守護との併存関係は、さらに南北朝期～室町時代における守護による分国形成過程の中で展開される。すなわち、建武政権では基本的政策の一つとして、公家を国司に任じ、武士を守護に補することを決めたが[18]、その意図するところは、前代以来の守護による国司からの国務の横奪（とくに公家国司の後退）という時勢の推移を少こしでも阻止することにあった。しかるに、その結果は、公家国司を国毎に再確認するだけでなく、建武政権（公家）の立場で守護の地位を改めて是認することとなった。このため、建武政権の挫折後において、国務をめぐる両者の同化現象、とくに守護の国司化ないしは武家国司の急伸は、一方で公家国司の存在を減少せしめ、他方で守護の世襲化およびその数か国の兼帯を基礎とする守護（大名）の出現をうながした。これが守護領国制または守護体制である。[19]そして、これらの守護および在地領主層を基礎に第二の武家政権たる室町幕府が確立した。ところで、室町幕府[20]の職制は、さきの鎌倉幕府の守護としての地位を基盤とし、南北朝期を克服した足利氏を中心に構成された。よって、まず、この権力者足利尊氏などの将軍の叙位・任官を略述すると、　◎足利尊氏は、元応元年十月従五位下に叙し、治部大輔に任ず。（中略）元弘三年八月従三位に叙し、左兵衛督のまま、武蔵守を兼任す。元弘四年正月正三位に叙す。建武元年九月参議に任ず。建武二年八月征夷大将軍に任ず。（中略）建武三年権大納言に任ず。建武五年八月正二位に叙す。　◎足利義詮は、建武二年四月従五位下に叙す。（中略）貞和三年四月従四位下に叙す。観応元年八月参議に任じ、左中将を兼任す。延文元年八月従三位に叙す。延文三年十二月征夷大将軍に任ず。延文四年二月武蔵守を兼任す。貞治二年正月権大納言を兼任す。（中略）貞治六年正月正二位に叙す。◎足利義満は、貞治五年十二月従五位下に叙す。貞治六年十二月正五位下に叙し、左馬頭に任ず。応安元年十二月征夷大将軍に任ず。応安六年十一月参議に任じ、左中将を兼任し、従四位下に叙す。（中略）康暦二年正月従一位に叙す。永徳元年七月内大臣に任ず。永徳二年正月左大臣に任ず。永徳三年正月源氏長者となり、奨学院淳和院等別当に任ず。永徳三年六月准三宮の宣下あり。応永元年十二月太政大臣に任ず。―（足利義持以下の将軍は略す。）―になる。[21]すなわち、この武家政権を象徴する足利義満の公家化現象は、[22]当時の荘園と国衙領の構造的な同質化、およ

Hosei University Repository

び、その両者を統轄した幕府の公田支配に立脚した幕府の性格、ならびに、その中に存在する荘園領主的な将軍の荘園体制への依存を顕示したものである。[23]

つぎに、南北朝期から室町時代における守護（大名）のそれぞれの時期の官名をみる。[24]

(イ) 管領の地位にあった守護（大名）の事例

（時期）	（守護人）	（官名）
応安四年	細川頼之	武蔵守
応永十二年	斯波義教	左兵衛督
正長元年	斯波義淳	左兵衛佐
嘉吉二年	畠山持国	左衛門督
文安二年	細川勝元	右京大夫
寛正五年	畠山政長	尾張守

(ロ) 守護（大名）の事例

（時期）	（守護人）	（官名）	（国名）
暦応元年	高　師秋	土佐守	伊勢
暦応二年	土岐頼遠	弾正少弼	美濃
観応二年	赤松範資	信濃守	摂津
康安元年	斯波氏頼	左衛門佐	若狭
嘉吉元年	大内持世	修理大夫	周防
嘉吉元年	山名持豊	左衛門佐	播磨

(ハ) さらに、守護の官・位についての事例

（時期）	（守護人）	（位階）	（官名）
正平七年	細川頼氏	従四位下	陸奥守
応永二年	斯波義将	正四位下	右衛門督
応仁元年	渋川義堯	従五位下	左衛門佐
明応五年	赤松政則	従三位	左京大夫[25]
天文五年	武田晴信	従五位下	大膳大夫
天文十年	大内義隆	従三位	左京大夫[26]

以上、守護（大名）にふれたが、その性格は、荘園体制の否定者でも、国衙在庁体制の否定者でもなく、荘園領主のために荘園を請け負い、国衙在庁のために国衙領を請け負う者であって、それは荘園体制と国衙体制の守り人という点で将軍の性格と共通する。[27] また、幕府法＝建武式目第七条では、「守護職者上古之吏務也、国中之治否只依二此職一、尤被レ補二器用一者、可レ叶二撫民之儀一乎」とあって、守護の本来的な性格を国司的なものと規定しており、この点からも守護（大名）による律令制（＝中世公家官制）官名の呼称は、観念的にも、将軍からみた守護吏務観[28]の反映として存在したといえよう。そして、このことは、当時における守護（大名）への成長条件（例えば、守護大名の大内義弘も、伝統的な国衙在庁機構を支配する周防介世襲を基礎とした）とも関連する。[29] ところで、このような律令制官位が武家社会に展開した歴史的基調は、武家政権が先駆的な平氏政権または鎌倉幕府以来、武家権力の合法性の強化のため、既存の王朝国家からその権力を分割奪取するという方法をとったことにあった。その結果は、意図に反して、鎌倉幕府自体の権力強化とはならず、むしろ、守護地頭制をとおして、地方行政機構または荘園領主の支配から在地勢力を解放するという事態を招き、この在地勢力の領主化は地域的

Hosei University Repository

分権化を促進させたのである。かくて、室町時代になると、その分権勢力を基礎とした守護（大名）、それを統制する足利将軍との関係において、室町幕府支配体制が実現した。しかるに、依然として、王朝国家権力の伝統＝律令制官位による武家支配は強く、その官位授与は社会的な身分標識と解釈されていた。[30] これがために、南北朝期の内乱過程の中で、この官位問題は武家による官名の乱用に発展する。その例が、正平七年における(1)長井備前守、土屋備前守、島田備前守。(2)畠山上野介、河越上野介、曽我上野介、石浜上野介、白洲上野介。また、延文三年における(1)安東信濃守高康、諏訪信濃守、海老名信濃守、八代信濃守、山代信濃守、赤松信濃守詮範。(2)二階堂但馬守秀則、小串但馬守詮衡、荒川但馬守。―などにみる同一官名の復数的存在であり、[31] これは守護による国務支配の現実の透影である国司の無意味性を如実に示すものでもあった。

つぎに、守護（大名）の分国体制下における在地勢力との関係で、当時の守護代、地頭、被官（この中には、ときに守護代・地頭も存した。）、および、室町時代になって抬頭してきた国人層[32]についても、その事例をみる。[33]

(A) 守護代の事例

（時期）	（守護代）	（官名）	（国名）
明徳二年	遊佐国長	河内守	河内
応永三年	武田長盛	左近将監	若狭
文明十年	織田敏定	大和守	尾張
文明十二年	斉藤利藤	越前守	美濃
文明十三年	浦上則宗	美作守	山城

(B) 地頭の事例

（時期）	（地頭人）	（官名）	（所在地）
貞和五年	島津忠兼	左衛門尉	播磨国布施郷
観応二年	佐々木経氏	兵衛尉	備前国野田弥
永享七年	狩野家澄	加賀守	加賀国福田庄

(C) 被官の事例

（時期）	（被官人）（官名）	（守護との関係）
宝徳二年	遊佐　河内守	畠山被官人
享徳三年	礒谷　兵衛尉	細川被官人
文正元年	一宮　左京亮	細川被官人
応仁元年	石川　佐渡守	一色被官人
応仁元年	多賀　豊後守	京極被官人

(D) 国人、国衆などの事例[34]

（時期）	（在地人）	（官名）	（区分）
永正元年	松田頼重	左衛門大夫	国人
天文十年	木沢長政	左京亮	住人
天文十五年	三宅国村	出羽守	国衆
天文十五年	池田信正	筑後守	国衆
弘治二年	成田長安	中務丞	国人

なお、南北朝期以降の全国的な内乱過程および室町幕府の出現による守護分国形成の中で、数多くの国司がその国務を守護のために横奪されて、歴史上から姿を消したが、一応、室町時代をとおして、戦国期に至るまで残存した公家国司（この時点では、そ

Hosei University Repository

の性格は武家国司と変らなくなっていたが、）の少ない事例を参考までに示すと、[35]

永正七年　土佐国司　一条侍従房冬
元亀元年　飛騨国司　姉小路中納言自綱
元亀元年　伊勢国司　北畠中将具教

の三国司である。しかし、戦国末期の激しい抗争の中で、伊勢国司は天正四年に、土佐国司は天正九年に飛騨国司は天正十三年に、それぞれ滅亡している。[36] 一方、武家国司の事例には、天文十二年に駿河国司の今川刑部大輔氏親がある。[37]

つぎに、以上のような室町時代～戦国期の展開をとおして守護（大名）に代わって出現した戦国大名の事例をみるに、[38]

永正十六年　北条氏綱　左京大夫　相模
天文二年　毛利元就　右馬頭　安芸
永禄五年　織田信長　上総介　尾張

がある。そして、この戦国大名の評価においては、守護分国体制下の守護代・国人など、いわゆる在地領主層から出自した者が多く（守護の系譜になる戦国大名の武田・今川・島津などは例外とみる。）、従来の荘園体制＝国衙在庁機構を全く否定することで、独自の地域的権力を構成し、幕藩体制下の近世大名の先駆的役割を果した点が重視されている。[39] しかしながら、この戦国大名も、依然として、伝統に支えられた律令制官位（＝中世公家官制）の存在を全く否定することはできなかった。

註

（18）この政策は、それまでの国司の遙任制を改めて、国司の下向赴任を復活させることを理想としたが、現実には遙任形式が多く、在地支配は目代などが実際には行なったようである。

また、高坂好「赤松円心・満祐」（人物叢書）三六頁によれば、後醍醐天皇の政治において国司制度の復活が行なわれたが、存続された守護制度との関係は問題であった。諸国に復活された国司の多くは、権力をもたぬ公卿が任ぜられたのである。それらの国では、実力のある守護の存在に意味があった。すなわち、播磨国の場合、守は公家の園基隆、介は武家の新田義貞、守護は赤松円心とある。

さらに、外山幹夫「建武政府・室町幕府初の守護について」（日本歴史二八二号）では、建武政権下の守護の権限を説明して、守護は国司の下働きであるとの解釈にふれている。

（19）田沼睦「室町幕府と守護領国」（講座日本史第三巻所収）八五―八九頁。

（20）佐藤氏前掲書「三河」「上総」の項（四八―四九頁、六七―六八頁。）

（21）足利家官位記（群書類従第三巻所収）六五―七二頁。

（22）臼井信義「足利義満」（人物叢書）四七―五〇頁。

（23）杉山博「守護領国制の展開」（岩波講座日本歴史第七巻所収）九三頁。

田沼氏前掲書　九二頁。

（24）後鑑（新訂増補国史大系）応安四年十月廿四日条、ほ

Hosei University Repository

か。

(25) 後鑑　明応五年閏二月廿九日条には、「自二侍従大納言許一。赤松左京大夫上階事被二下知一。此儀依二何事一預二朝奏一哉。尤不審。於二武家輩一者。武衛。畠山之外者。其例不二打任一歟。三管領輩。細川猶未二上階一。然今度之儀。不レ得二其意一者也。――宣旨、明応五年後二月廿九日、従四位下源政則朝臣、宜レ叙二従三位一。」とある。

(26) 武田晴信、大内義隆は守護の系譜であったが、実質的には戦国大名である。

また、後鑑の天文五年五月十六日条には、「大内左京大夫義隆上洛。任二太宰大弐一。依レ献二御即位料足一也。」とあって、平安時代以来の官位売官による公家の財源獲得の風潮を示している。

(27) 杉山氏前掲書　一一七頁。

(28) 建武式目追加法（佐藤・池内編、中世法制史料集第二巻所収）建武五年後七月廿九日付。

佐藤氏前掲書「室町一」一六頁、一九頁。

(29) 杉山氏前掲書　八八頁。

(30) 佐藤氏前掲書「室町一」二五頁、一一頁。

(31) 後鑑　正平七年閏二月十六日、十七日、廿一日、延文三年十二月廿一日、廿二日条。

(32) 北爪真佐夫「国人領主制の成立と展開」（講座日本史第三巻所収）一一七―一一八頁。

杉山氏前掲書　八五頁、九一―九二頁、一〇〇頁。

(33) 後鑑　明徳二年十二月十九日条、ほか。

(34) 後鑑　弘治元年九月条（これには、国侍として、熊谷伊豆守、天野紀伊守、香川左馬助などの記載がある。）

(35) 後鑑　永正七年十二月廿九日条、ほか。

(36) 吉村氏前掲書　七〇五―七〇八頁。

(37) 後鑑　天文十二年九月条。

(38) 後鑑　永正十六年八月条、ほか。

(39) 杉山氏前掲書　八四―八六頁。

四　江戸時代

歴史的には、封建制武家政権は律令制王朝国家からの権力奪取という手段によって成立したものである。したがって、従来の律令制官位の存在が不必要となってもよいはずである。しかし、現実には、前述のように、依然、武家社会においても、その存在を誇示している。そして、鎌倉時代以降、この官位授与の権限は、古代律令制権力の継承として、朝廷を中心とする公家政権およびその後継者によって握られていた。そこで、ときには、公家は自己の財源を獲得するために、武家を対象とする売官行為さえ行なっている。一方、武家が伝統的な官位を帯有したのは、非支配階級を精神面で屈服させる手段に利用するためであり、この官位の獲得および昇進には積極的であった。この場合、武家に対する官名としては、一般に、国司およびそれに相当する京官が与えられたが、これは全く形式のみで、従来は規定されていた任期・得分も現実面で適用されなくなっていた。もちろん、武家の主体は守

Hosei University Repository

護職・地頭職、または、守護大名・戦国大名としての領国支配にあったことはいうまでもない。かくて、荘園体制ならびに国衙体制を完全に否定した戦国大名間の抗争をとおして、全国統一が推進され、織田信長（天正五年、右大臣）、豊臣秀吉（天正十四年、太政大臣）による武家政権が出現し、ついで、江戸幕府が徳川家康の手によって成立した。いわゆる近世封建制社会の確立であるが、その職制の構成者をみるに、そこにも律令制（＝中世公家官制）の官位が存続している。

そこで、幕藩体制の頂点に位置する将軍徳川氏の叙位・任官をみるに、　◎徳川家康は、永禄九年十二月三河守に任ず。（中略）元亀二年正月従五位上に叙す。（中略）慶長元年五月正二位に叙す、内大臣に任ず。慶長七年正月従一位に叙す。慶長八年二月征夷大将軍に任ず。元和二年三月太政大臣に任ず。　◎徳川秀忠は、天正十五年八月従五位下に叙す、蔵人頭に任ず。（中略）慶長八年十一月右近衛大将、右馬寮御監を兼任す。慶長十年四月征夷大将軍に任ず、正二位に叙す、内大臣に任ず。寛永三年九月太政大臣に任ず。　◎徳川家光は、元和六年九月従二位に叙す、権大納言に任ず、元和九年三月右近衛大将、右馬寮御監を兼任す。元和九年七月征夷大将軍に任ず、正二位に叙す、内大臣に任ず。寛永三年九月左大臣に任ず。―（徳川家綱以下の将軍は略す。）―となる。[40]

さらに、これを諸藩の大名についてみる。[41]

(1)　寛保二年の役職別によれば、

老中＝松平伊豆守信祝（七万石）
松平左近将監乗邑（六万石）
本多中務大輔忠良（五万石）
土岐丹後守頼稔（三万五千石）

老中格＝松平右京大夫輝貞（七万二千石）

（以上は、従四位侍従である。）

若年寄＝本多伊予守忠統（□万石）→一万五千石か。
西尾隠岐守忠直（二万五千石）
板倉佐渡守勝清（一万五千石）

（以上は、従五位下である。）

高家＝(イ)長沢壱岐守資親（一千四百石）
(ロ)織田淡路守信倉（二千石）
前田隠岐守玄長（一千四百石）
堀川兵部大輔広益（五百石）
(ハ)大沢丹波守基朝（三千五百石）
織田対馬守信予（二千七百石）
前田信濃守賢長（一千石）
(ニ)京極近江守（一千五百石）
日野若狭守資陽（一千一百石）
山良播磨守（一千石）

（以上のうち、(イ)従四位上少将、(ロ)従四位上侍従、(ハ)従四位下侍従、(ニ)従五位下侍従である。）

京都所司代＝牧野備後守貞通（八万石）

（以上は、従四位侍従である。）

寺社奉行＝堀田相模守正亮（一〇万石）

Hosei University Repository

本多紀伊守正珍（四万石）
大岡越前守忠相（一万石格）
山名因幡守豊就（一万石格）

―なお、奏者衆などは略す。――[42]

(2) 明和七年の諸大名家別によれば、

尾州＝尾張中納言（従三位・六一万石余、尾州名古屋）、松平中務大輔（従四位少将・三万石、濃州駒野村）
紀州＝紀伊中納言（従三位・五五万石余、紀州和歌山）、松平左京大夫（従四位少将・三万石、伊予西条）。松平左兵衛佐（従四位侍従・一万石、上野矢田）
水戸＝水戸宰相（従三位・三五万石、常陸水戸）、松平讃岐守（従四位上中将・一二万石、讃岐高松）、松平大学頭（従四位侍従・二万石、奥州守山）、松平播磨守（従四位侍従・二万石、常州府中）、松平熊十郎（一万石、常州完戸）
前田＝加賀中将（正四位・一〇二万石、加州金沢）、松平出雲守（四品・一〇万石、越中富山）、松平備後守（四品・七万石、加州大聖寺）、前田大和守（一万石余、上州七日市）
島津＝松平薩摩守（七七万石余、薩州鹿児島）、島津淡路守（二万石余、日向佐土原）
伊達＝松平陸奥守（従四位上中将・六二万石余、奥州仙台）、田村下総守（三万石、奥州一の関）、伊達遠江守（従四位侍従・一〇万石、伊予宇和島）、伊達和泉守（三万石、伊予吉田）
細川＝（以下、諸大名の分家を略す。）

細川越中守（従四位少将・五四万石、肥後熊本）
黒田＝松平筑前守（五二万石余、筑前福岡）
浅野＝松平安芸守（従四位侍従・四二万石余、安芸広島）
毛利＝松平大膳大夫（従四位侍従・三六万石余、長門萩）
鍋島＝松平信濃守（従四位侍従・三五万石余、肥前佐賀）
井伊＝井伊掃部頭（三五万石、江州彦根）
松平＝松平相模守（従四位下侍従・三二万石余、因州鳥取）
藤堂＝藤堂和泉守（従四位侍従・三二万石余、勢州安濃津）
池田＝松平内蔵頭（従四位侍従・三一万石余、備前岡山）
越前＝松平越前守（従四位上少将・三〇万石、越前福井）
蜂須賀＝松平千松丸（二五万石余、阿波徳島）
山内＝松平土佐守（従四位侍従・二四万石余、土佐高智）

―なお、有馬、佐竹、上杉などの諸大名は略す。―[43]

(3) 寛政九年の国別諸大名分布状況をみるに、在国名と同一官名を有する大名の事例は少なく、安芸の松平安芸守（四二万石余）、肥前の松平肥前守（三五万石余）、阿波の松平阿波守（二五万石余）、土佐の松平土佐守（二四万石余）、讃岐の松平讃岐守（一二万石）、摂津の安部摂津守（二万石余）、壱岐の松浦壱岐守（一万石余）、対馬の宗対馬守（一〇万石以上之格）が所見されるにすぎない。このことからも諸大名の官名が完全に呼称化していたことがわかる。すなわち、当時、六八か国に二八二家余の諸大名が配置されているため、かりに、諸大名が在国名を冠した守を呼称する場合、当然、守の官名は数的に重複する（実際には京官名も呼称となっているが、）ことになる。したがっ

Hosei University Repository

て、地方官（国司制度の守）系譜の呼称（＝在国名と同一官名）の使用は、南北朝期以降（とくに戦国期）の封建制社会の展開による官名の乱用（この中には公家の任意な売官行為も含まれる。）という歴史的素因により、制度的には適用できなくなっていた。

(4) ここで、旗本についてもみる。寛保二年の勘定奉行は、水野対馬守忠伸（一千九百石）、木下伊賀守信名（一千二百石）、神谷志摩守文敬（五百石）、神尾若狭守春英（五百石）であり、[44]かつ、文政十二年の旗本では、一万石以下、五百石以上の旗本（約一六〇〇人）のうち、(A)守を称する者は約一五〇人で、その分布は、横田筑後守九千五百石、板倉筑後守八千石、戸田安芸守七千石から、柳沢佐渡守八百石、小笠原筑前守五百石、小嶋安芸守五百石にまで及び、その官名の重複状況は、伊勢守八人、出雲守七人、筑前守七人、大和守六人、佐渡守五人、播磨守五人などとなっている。また、(B)京官名を称する者も数多く、その分布は、本堂内蔵助八千石、松平中務少輔六千石、最上図書助五千石から、松下図書頭九百石、新見内匠頭七百石、遠山左衛門尉五百石にまで及んでいる。[45]

以上、江戸時代の官位問題は、前代の継承として完全に形式的に固定化した。よって、大名知行高と官名は無関係で、かつ、位階と官名の関係も律令制本来の官位相当の原則から離脱していた。したがって、外様大名の黒田松平筑前守五二万石と旗本の小笠原筑前守五百石、および、譜代大名の板倉佐渡守一万五千石と旗本の柳沢佐渡守八百石といった事例が示すように、官名の本来的序列が崩壊したため、幕府職制などを位階と結びつける（すなわち、徳川御三家などを従三位に、老中・所司代・高家衆・有力大名などを従四位に、若年寄などを従五位に、それぞれ叙する。）ことで、江戸時代の武家の序列を構成することとなった。

註

(40) 徳川実紀（新訂増補国史大系）第一篇、第二篇。
なお、本稿では、源氏三代から徳川氏まで将軍薨後の贈位贈官は記述を略した。

(41) 寛保武鑑（渡辺一郎編、徳川幕府大名旗本役職武鑑、第一巻所収）

(42) 袖珍武鑑（同前）

(43) 万寿御武鑑（同前）によって、寛政九年の国別諸大名分布の若干例をみると、摂津＝牧野備前守、保科越前守、安部摂津守、松平遠江守、永井日向守、九鬼長門守、青木甲斐守。讃岐＝松平讃岐守、京極能登守、京極壱岐守がある。
また、国別諸大名家分布数は、陸奥一九、出羽一二、常陸一二、下野七、上野八、下総八、上総五、安房三、武蔵六、相模一、越後一〇、佐渡一、越中一、能登(一)、加賀三、越前六、若狭一、甲斐一、信濃一〇、飛騨(一)、美濃八、伊豆一、駿河四、遠江三、三河八、尾張三、近江九、伊勢八、伊賀(一)、志摩一、山城四、大和七、摂津七、河内二、和泉二、紀伊三、丹波七、丹後三、但馬二、播磨一一、淡路一、因幡三、伯耆一、出雲三、石見二、隠岐(一)、

Hosei University Repository

美作二、備前三、備中五、備後一、安芸二、周防一、長門三、阿波一、讃岐三、伊予八、土佐二、筑前二、筑後三、豊前三、豊後七、肥前一〇、肥後五、日向四、薩摩二、大隅(一)、壱岐(一)、対馬一、である。(六四か国・四島で二八二家余。上記()書きは他との重複を示す。このほか、江戸城内に大名格の二家がある。)

なお、幕藩体制下の諸大名については、最近の藤野保「いわゆる大名一覧の誤謬について」(日本歴史二六〇号)が指摘するように、読史備要などの誤謬問題を含めて、現時点では、江戸時代を一貫した編年方式の詳細な大名一覧が存在しないので、本稿においては、便宜上、前掲の「徳川幕府大名旗本役職武鑑」に所収の武鑑を利用した。

(44) 寛保武鑑(同前)

(45) 国字分名集(渡辺氏前掲書、第二巻所収)

五　結びに代えて

以上、鎌倉時代から江戸時代までの武家政権の展開にともなう官位問題をみたが(一応、公家的色彩の濃い歴代武家将軍の官位は別として、)、鎌倉時代において、執権北条氏一門および評定衆・引付衆では従四位〜従五位で守の官名が多く、守護および御家人では従六位〜正七位の京官名たる左衛門尉などが多い。しかるに、室町時代に入ると、守護(大名)にあっては従四位〜従五位で官名も守のほかに、京官名の右衛門督、左衛門佐などが顕著になり、室町時代後半には、従三位の守護(大名)も現われる。さらに、江戸時代に降ると、諸大名の中には、従三位〜従四位で、その官名も守のほかに京官名(中務大輔、左兵衛佐など)を称する者も多くなる。すなわち、この傾向は歴史の流れでもある公家政権の衰頽に対応しての、武家政権の段階的な発展過程を反映した官位の下剋上ともいうべき現象である。また、この官位の流れを、例えば「守」についてみれば、鎌倉時代には、領国知行制との関連で同一国名の守(官名)は一人であったと思われるが、南北朝対立の内乱期における守の重複的官名の出現を契機に、同一国名を冠した守の複数的存在も顕著になり、この守は、前代以来の守護代はともかく、室町時代〜戦国期になって、抬頭してきた国人・国衆たる在地領主層の中にも現われてくる。そして、守護(大名)の分国が守護代・国人などのため、それぞれ一国の**領域**が分割され、より地域的な細分化現象を推進すると、それに比例して、この守も増加する。かくて、この官名呼称は江戸時代の諸大名(六八か国、二八二の諸大名家)にも継承され、そのうえ、旗本から諸大名の陪臣の呼称にまで普及した。[46] いうなれば、この現象は天上人(公家)に対する天下人(武家の棟梁)意識に代表される武家社会の伝統的劣等感から生ずる歴史的所産でもあった。

ところで、律令制官位の系譜を要約すれば、まず、古代の律令国家体制下に発足し、中世・近世の封建制社会において前述のような展開をみせ、近代国家の明治官制に至るが、それには一貫して国家権力を行使するための手段としての歴史的役割が与えられていた。すなわち、この点は、ある意味では現存する戦後の叙勲

Hosei University Repository

制度（昭和三十九年以降）にもいえることであろう。

註

（46）侯爵前田家編輯部「加賀藩史料」第十三編（文政四年～十二年）によれば、前田の家臣として、長甲斐守、奥村伊予守、前田中務、奥村内膳。さらには、横目の杉本瀬左衛門、小谷兵左衛門。村肝煎の丈右衛門、十左衛門などの名前がみえる。

補註↓（註42）

明和七年の諸大名家別の例示では、二四万石以上の大々名をみたが、参考として、三万石以下の小大名についてみると、次のとおりである。

土岐美濃守（三万石余、上州沼田）＝寺社奉行
板倉佐渡守（従四位侍従・三万石、上州安中）＝老中
鳥居伊賀守（従五位下・三万石、下野壬生）＝若年寄
秋月山城守（三万石、日向高鍋）
田沼主殿頭（従四位侍従・二万石余、遠州相良）＝側用人
増山対馬守（二万石余、勢州長島）
水野壹岐守（従五位下・一万石余、房州北条）＝若年寄
水野出羽守（従五位下・一万石余、参州大濱）＝若年寄
建部内匠頭（一万石、播州林田）
柳生能登守（一万石、和州柳生）
加納遠江守（従五位下・一万石、勢州八田）＝若年寄

なおこの例示をみると、位階を有する者は、幕府の要職を占めている。

前号（第二十三号）目次

幕末対露論の動向……安岡昭男
近世関所の諸形態……渡辺和敏
継飛脚の継立方法とその問題について…鶴木亮一
継飛脚の財源について……山本光正
―東海道を中心として―
西周における西欧哲学の受容とその展開
……岩佐久江
「リチャード・コックス日記」試訳（三）　武田万里子　森睦彦
―一六一六年四月から五月まで―
附録：史料篇「長崎唐蘭船交易覚書」法政大学図書館所蔵第三回

○在庫は一四～二三号迄ありますので、法政大学史学会宛にお申込みください。